

令和2年五所川原市教育委員会第2回定例会会議録

五所川原市教育委員会

令和2年五所川原市教育委員会第2回定例会議決結果表

議案番号	提案年月日	件名	議決年月日	結果
議案第7号	令和2年2月14日	臨時代理の承認を求めることについて（五所川原市教育委員会スポーツ顕彰について）	令和2年2月14日	原案可決
議案第8号	令和2年2月14日	五所川原市太宰治記念館「斜陽館」設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	令和2年2月14日	原案可決
議案第9号	令和2年2月14日	五所川原市津軽三味線会館設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	令和2年2月14日	原案可決
議案第10号	令和2年2月14日	五所川原市楠美家住宅設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	令和2年2月14日	原案可決
議案第11号	令和2年2月14日	五所川原市教育振興計画について	令和2年2月14日	原案可決

令和2年五所川原市教育委員会第2回定例会会議録

日時：令和2年2月14日（金） 午後1時30分開会

場所：五所川原市本庁舎 3階 委員会室

◎議事日程

開会

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 前回会議録の承認（令和2年第1回定例会）
- 第 4 教育長の報告
- 第 5 議案第7号 臨時代理の承認を求めることについて（五所川原市教育委員会スポーツ顕彰について）
- 第 6 議案第8号 五所川原市太宰治記念館「斜陽館」設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 第 7 議案第9号 五所川原市津軽三味線会館設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 第 8 議案第10号 五所川原市楠美家住宅設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 第 9 議案第11号 五所川原市教育振興計画について

閉会

◎出席教育長及び委員（5名）

教育長	長 尾 孝 紀
1 番	丁子谷 悟 委員
2 番	木 村 吉 幸 委員
3 番	三 瀨 洋 生 委員
4 番	奈 良 陽 子 委員

◎説明のため出席した職員（7名）

教育総務課	課長 川 浪 生 郎
社会教育課	課長 大 沢 丈 徳
スポーツ振興課	課長 近 藤 達 也
学校教育課	課長 谷 川 龍 三
学校給食センター	所長 葛 西 一
図書館	館長 吉 田 秋 蔵
学校教育課	課長補佐 川 浪 学

◎職務のため出席した職員（1名）

教育総務課	課長補佐 古 川 憲
-------	------------

◎開 会

○教育長

本日の出席は、私ほか委員が4名、定足数に達しております。これより令和2年五所川原市教育委員会第2回定例会を開会いたします。

◎会議録署名委員の指名

○教育長

日程第1、会議録署名委員の指名に入ります。会議録署名委員は、委員会会議規則第17条第2項の規定により教育長が指名

とありますので、私の方から指名いたします。1番 丁子谷委員、4番 奈良委員をお願いいたします。

◎会期の決定

○教育長

日程第2、会期についてお諮りいたします。会期は本日一日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日一日とすることに決定いたしました。

◎前回会議録の承認（令和2年第1回定例会）

○教育長

日程第3、前回の会議録の承認についてであります。ご異議なければ承認したいと思います。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議がないようですので、第1回定例会の会議録を承認することに決しました。

◎教育長の報告

○教育長

日程第4、教育長の報告ですが、まず最初に1月31日に行いました「令和元年度末勸奨退職者並びに定年退職者への通知書交付式」についてお知らせします。令和元年度末の市内教職員の勸奨退職者は教諭が3名、また市内教職員の定年退職者は校長5名、教頭2名、教諭7名、養護教諭2名、事務職員4名の計23名です。当日、西北中学校長会の研修会と送別会が予定されており、中学校2名の校長先生は欠席でしたが他の21名の方々には私の方から教育長室と本庁舎3階議会委員会室において、

一人一人に通知書を交付いたしました。今年度末の定年退職者が教職員になった昭和50年代後半は、特に中学校において校内暴力が全国的に多発し荒れる中学校の様子が幾度となく報道され、社会問題化した時代でした。このような背景には、受験戦争の激化や詰め込み教育の弊害があると指摘され、ゆとり教育への転換が叫ばれ、40人学級や教育内容の精選と授業時数の削減などが実施された頃でもありました。その後平成の時代に入り、学校週五日制の実施や幾多の教育改革がなされ現在に至っております。今回定年退職される皆さんは、平成の時代の教育の中心になって頑張っておられた方々です。なお、退職者への辞令交付及び感謝状の贈呈は3月31日に西北教育事務所において実施される予定です。

次に2月9日に嘉瀬スキー場で開催予定でありました教育委員会主催の「第61回五所川原市学童スキー大会兼第19回北奥羽学童ジャンプ大会」が雪不足により中止になったことについてお知らせします。1月中は積雪がほとんどなく、スキー学習もほとんど出来ない状態が続きました。他県からの参加も予定されていることから、1月31日に最終判断をし中止と決定しました。また、スキーの関連で皆さんも新聞等で既にご存知と思いますが、2月7日に金木中学校1年生の藤元彩子選手が、長野県野沢温泉村で開催された全国中学校スキー大会女子ジャンプ競技で2位に入賞しました。藤元選手は昨年の当市教委主催の「北奥羽学童ジャンプ大会」で男子も含めた中で堂々と優勝しております。因みに、今回の1位と3位の選手は3年生ということなので、来年度は優勝も期待できるのではないかと思います。私からは以上です。

◎付議案件

○教育長

次に、日程第5 議案第7号「臨時代理の承認を求めることについて（五所川原市教育委員会スポーツ顕彰について）」を議題といたします。本件について、担当課より説明願います。

○スポーツ振興課長

議案第7号「臨時代理の承認を求めることについて（五所川原市教育委員会スポーツ顕彰について）」、議案書を基に説明した。

○教育長

これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○教育長

質疑を終結いたします。採決いたします。本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に日程第6 議案第8号「五所川原市太宰治記念館「斜陽館」設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」から、日程第8 議案第10号「五所川原市楠美家住宅設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」までを一括議題といたします。本件について担当課より説明願います。

○社会教育課長

議案第8号「五所川原市太宰治記念館「斜陽館」設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第9号「五所川原市津軽三味線会館設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第10号「五所川原市楠美家住宅設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、議案書を基に説明した。

○教育長

これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

○木村委員

楠美家住宅の使用料はいくらでしょうか。

○社会教育課長

関係資料を持ち合わせておりませんので、後ほどお答えいたします。

○教育長

他に質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○教育長

質疑を終結いたします。採決いたします。本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9 議案第11号「五所川原市教育振興計画について」を議題といたします。本件について担当課より説明願います。

○教育総務課長

議案第11号「五所川原市教育振興計画について」、議案書を基に説明した。

○教育長

これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○教育長

質疑を終結いたします。採決いたします。本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、次に追加議案としまして、日程第10 議案第12号「県費負担教職員人事の内申について」を議題といたします。本議案については、教職員の人事に関する案件のため、非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認め、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、本件について公開しないことといたします。本件関係者以外は、本件が終了するまで、退出くださるようお願いいたします。

(関係者以外退出) 午後1時57分

～ 五所川原市教育委員会会議規則第15条のただし書きの規定により公開しないこととした部分については第18条第2項の規定により会議録を別に作成する ～

(退出者の入場) 午後2時14分

○教育長

以上をもって今定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

「その他」として何かございますでしょうか。

○教育総務課長

4月1日から、市全体として臨時職員を会計年度任用職員として取り扱うことになり、人事課としては臨時職員の勤務時間をこれまでより15分短い7時間30分にする方向で検討しております。臨時の用務員もこれに該当するため、学校現場では勤務開始時間を遅くすることは恐らくないかと思っておりますので、業務終了時間をこれまでよりも15分早くして調整することになるものと考えております。そして収入面では15分短縮になるものの減収にならないよう調整が図られた任用形態であるとも聞いております。それから、教育委員会では五所川原市教育振興計画や五所川原市の教育などの計画のもと事業を行っていますが、こ

れまでは定例会で出された議題について意見を述べる機会はあるものの、それ以外に委員皆様からのさまざまな意見やアイデアなどを吸い上げ、それを予算要求に反映させるような体制が取られておりませんでした。来年度は新たな教育振興計画のもと教育行政を進めて行くタイミングでもありますので、次年度予算要求が始まる前に、委員皆様の意見をいただく機会を設けたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

○教育長

他に何かございませんでしょうか。

○社会教育課長

木村委員が質問されました楠美家住宅の施設使用料ですが、奥座敷を使用する場合1時間400円として、午前9時から正午まで1,200円、正午から午後4時まで1,600円、1日で2,800円となります。これは非営利での使用料になりますが、営利では2倍になります。条例ではこの料金体系ですが、指定管理の場合には規定料金以内となっておりますので、指定管理者が設定した使用料について報告を受け協議することになります。

○木村委員

これまでは無料で毎週のように展示会などを行っていましたが、今後の収入見込額はわかりますか。

○社会教育課長

規定通りの料金設定であれば、年間15万円前後になります。ただし、指定管理者が料金設定をそのままにするのかわかりませんが、場合によっては若干減額になることも考えられます。

○教育長

使用料を徴収することで得られる収入の取り扱いはどうなるのでしょうか。

○社会教育課長

得られた収入を修繕費に充てるようにしております。

○三瀨洋生

米蔵はどのように利用することを想定しているのですか。

○社会教育課

使い方について特に制限はありませんので、物販やフォーラムの開催、他には太宰治生誕110周年記念イベントでバーを開いたこともありました。ただし、重要文化財でありますので、壁に展示物を掛けたりすることができないなど、若干の制限があります。

○教育長

他に何かございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

ないようですので、これを持ちまして令和2年五所川原市教育委員会第2回定例会を閉会いたします。

午後2時25分閉会

署 名

五所川原市教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、ここに署名する。

令和2年2月14日

五所川原市教育委員会教育長

長尾孝紀

五所川原市教育委員会委員 1番

丁子谷 悟

五所川原市教育委員会委員 4番

奈良陽子

会議の書記 教育総務課長

川浪生郎